

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|--|--|--|
| <p>●金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）</p> | | |
| 1 | <p>内閣府令（案）第 107 条において、資金交付制度の対象となる経費の内容が規定されているが、どのような経費が対象となるのか代表的なものを教えてほしい。</p> | <p>どのような経費が対象となるかについては、事業の抜本的な見直しとして金融機関等が実施する経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費の一部に充てるための資金を交付することにより、当該措置の円滑な実施に寄与し、もって金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化に資するとの資金交付の目的に照らして、金融機関等における取組みを踏まえつつ、内閣府令第 107 条等の該当性を個別具体的に判断することとなります。</p> <p>このため、今般、頂いたご意見を踏まえ、皆様の理解の一助となるよう、対象経費となりうるものの代表的な例などを「金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費(対象経費)の基本的な考え方等について」においてお示しすることとしましたので、そちらもご参照下さい。</p> |
| 2 | <p>対象経費の発生後、その一部に充てるための資金が交付されるという理解でよいのか。その場合、交付のタイミングはいつになるのか教えてほしい。</p> | <p>改正金融機能強化法に基づき資金交付を受けようとする金融機関等は、交付対象経費の額等を記載した「実施計画」について国から認定を受けた上で、預金保険機構との間で資金交付契約を締結し、同機構から、当該対象経費の一部となる資金の交付を受けることができることとされています。</p> <p>資金交付のタイミング等については、資金の交付主体である同機構において決定されることとなりますが、基本的には、毎年 9 月末日及び 3 月末日を基準日として、当該基準日を含む前 6 ヶ月の間に、対象金融機関等が支払った交付対象経費の一部につき、基準日が 9 月末日の場合は翌年の 1 月以降に、3 月末日の場合は 7 月以降に、資金交付されることとなるものと承知しています。</p> <p>なお、半期毎に交付される資金の額については、経営基盤の強化のための措置の進捗状況等に応じて支払われることとなるため、資金交付契約を締結する段階で、同機構と協議していただきたいと考えています。</p> |